

平成29年度第2回流山市入札監視委員会 会議録

1 日 時

平成30年2月6日（火）午後2時

2 場 所

流山市役所第2庁舎3階 306会議室

3 出席委員

倉 橋 透	委員長
村 岡 豪	委 員
田 村 茂 雄	委 員

4 出席事務局

総務部	水代部長
財産活用課	伊藤課長、齊藤課長補佐、高野契約係長 友松主事、八幡事務員
上下水道局	兼子次長
経營業務課	秋谷課長補佐、勝俣主事

5 工事担当課

西平井・鱒ヶ崎地区区画整理事務所	山口次長、青木主査
水道工務課	矢幡課長、川崎副主査
下水道建設課	宮崎課長補佐、神山主査

6 審議事項

- (1) 抽出事案の審議について
- (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告
- (3) 次回審議事案の抽出について
- (4) その他

7 協議状況

開 会 午後 2 時

閉 会 午後 3 時 4 5 分

財産活用課長補佐から配布資料の説明があった後、委員会の次第に沿って会議が開催された。

協議事項

(1) 抽出議案の審議について

① 盛土造成工事（H28-5）

【一般競争入札・市長部局】

[事務局入札概要説明]

[担当課工事概要説明]

村岡委員

同日に開札される近接工事の案件について業者が両方の工事案件に参加した場合、どちらかの案件について辞退することは可能なのか。

伊藤課長

開札の順番が決まっており、先に開札を行った案件について当該業者が落札した場合、以降の近接案件については入札無効としている。(近接要件の場合は、両方を落札することができない。)

倉橋委員長

入札参加条件に建設工事に関する資格と近接工事に関する条件を入れてしまうと、入札参加業者が減り、入札に弊害が出てしまうのではないか。

伊藤課長

今回の工事案件における入札参加可能業者（市内に本店があるAランクの業者）は19者であり、近接工事の対象として3者が該当したため最大16者が参加可能であるため、入札への弊害はないと思われる。

田村委員

総合評価一般競争入札における加算点の合計がどの入札参加業者もあまり変わりはないが、基本的には価格点で落札業者が決定してしまうのか。

高野契約係長

どの業者も加算点が拮抗して価格点の差において落札決定してしまうケースがあるが、年間のうち数件は加算点の差において総合点数で逆転するケースがある。

田村委員

総合評価一般競争入札における加算点は同種工事の経験や工事成績など価格以外の技術的な要素を評価する点と違ってよいか。

高野契約係長

そのとおりである。

伊藤課長

総合評価一般競争入札における加算点は企業の施工能力、地域貢献などの項目に加え、建設業への女性従業員の雇用促進などを評価する項目を設定している。

② 江戸川台浄水場配水池改修工事

【一般競争入札・上下水道局】

[事務局入札概要説明]

[担当課工事概要説明]

倉橋委員長

公告文に1級土木施工管理技士と同等以上の資格を有する監理技術者を配置できることが入札参加条件とあるが、抽出議案①「盛土造成工事（H28-5）」においては2級以上の土木施工管理技士若しくは同等以上の資格を有する技士又は10年以上の実務経験を有する者の資格が必要であった。金額によって配置技術者の条件を変えているのか。

秋谷課長補佐

そのとおりである。

倉橋委員長

定められた金額を超えた案件の場合、1級土木施工管理技士と同等以上の資格を有する監理技術者を配置できることを入札参加条件としているのか。

矢幡課長

金額における条件はあるものの、高度な施工管理技術を要するものについては金額に関わらず、1級土木施工管理技士の資格を有する監理技術者を配置できることが入札参加条件とする場合もある。

秋谷課長補佐

原則として8,000万円以上の土木一式工事については、特定建設業の許可と共に1級土木施工管理技士の資格を有する監理技術者を配置できることが条件であることを提示している。

村岡委員

本案件の工期は280日であり長期の工事であるが、このような工事において1級土木施工管理技士の資格を有する監理技術者を配置できる業者は何者となるのか。

秋谷課長補佐

5者以内である。

村岡委員

入札参加業者には1級土木施工管理技士の資格を有する技術者が存在し、専任で配置することができるという考えでよいか。

秋谷課長補佐

そのとおりである。

倉橋委員長

入札に参加しなかった業者については、他の工事案件等で多忙だったため参加しなかったということか。

秋谷課長補佐

年間の発注工事量等については、年度当初に工事の発注計画の一覧を公開している。参加しなかった業者がいたことについては、業者は発注計画を確認し、受注可能な工事の取捨選択をしていると思われるため、参加をしなかったものと考えられる。

倉橋委員長

入札参加条件に共同企業体でないこととあるが、落札業者1者のみで工事を行うということによいか。

秋谷課長補佐

工事の規模により、落札業者（元請業者）のみで工事を施工できない場合、市に届出のうえ、工事施工の一部分を別業者に下請けとして発注できることとしている。

伊藤課長

小学校建設などの大きな建築工事では市内業者だけでの請負が難しいため、県内業者等との共同企業体としての入札を行った実績がある。

田村委員

基本的に流山市の工事では、市内発注可能な工事については「市内」限定ということによいか。

伊藤課長

そのとおりである。

倉橋委員長

流山市内に本店のある工事業者を入札参加条件としているのは、市内経済の活性化を目的としているのか。

伊藤課長

そのとおりである。

倉橋委員長

入札参加業者によって入札金額に1,000万円以上の差があるのはなぜか。

秋谷課長補佐

入札参加業者の企業規模や積算等の違いなどが挙げられる。

村岡委員

同日に公告していた近接工事となる「江戸川台浄水場塩素混和池改修工事」については、上下水道局の発注した工事であるか。

秋谷課長補佐

そのとおりである。当初の発注見通しでは、設計金額は1億1523万6千円であった。

村岡委員

「江戸川台浄水場塩素混和池改修工事」を落札した業者は今回の審議案件の入札参加業者であるか。

秋谷課長補佐

今回の審議案件の入札参加業者ではない。

倉橋委員長

配水池の改修周期はあるのか。

矢幡課長

配水池の耐用年数は50年である。今回の改修はそれよりも前に改修したものである。

倉橋委員長

改修が必要な配水池やタンクは市内にどのくらいあるのか。

川崎副主査

浄水場は市内に江戸川台浄水場、おおたかの森浄水場、東部浄水場、西平井浄水場の4か所存在する。タンクはそのうち東部浄水場以外に存在する。

倉橋委員長

それらを順次改修するということなのか。

川崎副主査

そのとおりである。

村岡委員

配水池の改修工事は今回が初めてなのか。

川崎副主査

前年度に西平井浄水場を改修している。

倉橋委員長

東部浄水場を改修する予定はあるのか。

矢幡課長

現在改修の予定はない。

倉橋委員長

いずれ配水場の集約もあるということか。

矢幡課長

そのとおりである。

③ 道路築造工事（H27-1）に伴う附帯工事

【随意契約・市長部局】

[事務局随意契約概要説明]

[担当課工事概要説明]

田村委員

本体工事である「道路築造工事（H27-1）」の請負金額はいくらであるか。

山口次長

最終請負額で7,430万円程度である。工期末に金額変更のない設計変更を1回行っている。

倉橋委員長

本体工事を発注する際にこの附帯工事の内容を含めることは考えなかったのか。

山口次長

本体工事については国の補助金を活用しているが、この附帯工事の内容であるすべり止め舗装を行う箇所は新設の箇所であり、道路の部分に付属した箇所であるため、国の補助金の対象となりにくいものである。そのため附帯工事として分けて行った。

田村委員

工事そのものとしては、一括して業者に請け負ってもらったほうがよいのか。

山口次長

工期の短縮や経費削減を考慮し、一括して請け負ってもらったほうがメリットがあるかもしれないが、国庫補助対象との経費を区別するため、分割での発注となった。

倉橋委員長

市道6-3号線の道路が工事対象となっているが、新たに区画整理事業において造られた道路であるか。

山口次長

市道 6 - 3 号線の道路の一部はもともと存在していた道路であるが、今回舗装する部分は拡幅をしており、その部分は区画整理事業にて造られた新しい道路である。坂道舗装の部分については、6%以上の勾配がある道路は坂道舗装をしなければならないため、道路の基準上必要な措置を行った。

倉橋委員長

もともと坂道があるとわかっていれば国の補助金対象となっていたのではないか。

山口次長

当初の本体工事内容が現況の道路を活用し、区画整理の道路として拡張する趣旨として補助金をもらっていたため、新設道路と既存の道路とでは国への説明が難しいとの考えがあった。

倉橋委員長

市道 6 - 5 号線の陸橋は撤去したのか。

山口次長

三本松陸橋があったが、この道路築造工事に合わせて橋の撤去を行った。昨年 1 2 月に橋は架かった状態にはなったが、反対側の道路が整備途中であるため開通はしていない。

倉橋委員長

この道路は都計道の 3. 4. 9 号線という認識でよいか。

山口次長

都計道 3. 4. 9 号線の上を通る道路である。この道路はもともと一方通行であったが、道路を拡張し、開通後は交互通行となる。

田村委員

転回場については、あくまでも暫定的なものということか。

山口次長

一方通行の道路であるため、転回場を整備した。転回場は将来宅地となる予定である。

④ 向小金雨水幹線立坑築造工事

【随意契約・上下水道局】

[事務局随意契約概要説明]

[担当課工事概要説明]

倉橋委員長

この工事は線路の下を通る雨水幹線の起点部と終点部を築造する工事ということか。

神山主査

そのとおりである。

村岡委員

今後起点部と終点部を築造した後、その間を推進する工事を随意契約で行っていくのか。

神山主査

推進工事については既にJRに委託している。

倉橋委員長

雨水幹線の推進工事はJRが発注しているのか。

神山主査

そのとおりである。市とJRの間で施工協定を締結しており、発注についてはJRが行っている。

田村委員

もともとJRに施工委託し、その後JRがユニオン建設（株）が発注したのか。

神山主査

そのとおりである。推進工事についてはJRが入札を行い、ユニオン建設（株）が落札している。本件の立坑築造工事に関しては同落札業者であるユニオン建設（株）と市が随意契約を締結したものである。

倉橋委員長

線路下の工事については、鉄道事業者が委託している業者に委託したほうがよいものなのか。

神山主査

線路下の工事については、鉄道に影響が出ないように工事をする必要があるため、J Rが委託しているユニオン建設（株）でないと施工することができないものである。

田村委員

可能であれば一括して業者に委託することができれば望ましかったということか。

神山主査

そのとおりである。本来ならば立坑築造工事まで含めた一括工事をJ Rに依頼したいところではあったが、J R側の規定により立坑築造工事については契約することができず、線路下の推進工事だけ市と委託契約を締結することができた。そのため、立坑築造工事については市が直接施工業者と委託契約を締結した。

(2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告

① 市長部局発注（財産活用課から報告）

[事務局説明（市長部局）]

倉橋委員長

「げんき村キャンプ場多目的トイレ設置工事（その2）」について、指名競争入札を採用しているが、随意契約でなかったのはなぜか。

高野契約係長

当初、当該入札については、一般競争入札で実施したが、入札参加がいなかったことら、入札取止めとした。

その後、内部で協議し、競争性及び透明性の観点から、再度入札に付すこととしたが、一般競争入札で再度実施するには、当該工事の工期や入札日程等の確保など考慮する必要があったことから、指名競争入札（指名のため、入札のスケジュールの短縮化が図れる）で実施したものである。

なお、随意契約については、緊急性があるものや、入札に付す時間等がない場合は、見積合わせ等による随意契約とする場合もある。

田村委員

随意契約はできるだけ避けたほうがよいのか。

高野契約係長

競争性、透明性の観点から、原則、競争入札で付すことが可能なものについては、競争入札で実施すべきものであると考えるが、緊急性や、真にやむ得ない事情等があれば、随意契約とする案件もある。

田村委員

随意契約案件のなかで、附帯工事でない案件についての経緯はなにか。

高野契約係長

「流山市保健センター3階女子トイレ改修工事」については、妊産婦や市民等から、トイレの改修要望等あったことから当初、来年度の工事で実施する予定であっ

た。しかし、妊産婦の方の転倒等による事故が考えられるため、急遽、トイレの改修工事を前倒して、今年度内（3月末まで）に完成することとなったため、入札に付す時間の確保ができなかったことから、見積合わせによる随意契約としたものである。

他の案件についても、一部施設（ポンプ等）の老朽化による不具合による緊急補修が必要であったことや、工事現場内に風雨による倒木も発生しており、早急に伐採・剪定などの対応する必要があることから随意契約での契約を行ったものである。

倉橋委員長

指名競争入札案件の「げんき村キャンプ場多目的トイレ設置工事（その2）」について、入札金額を提示した者が1者となっているが、なぜ多くの業者が辞退などをしたのか。

高野契約係長

当該案件については、当初、一般競争入札に付し入札を実施したが、参加者がいなかったため、市内だけではなく、準市内業者まで拡大し10者による指名競争入札を執行した。

結果的には、1者のみが入札金額を提示し、当該業者が落札となったが、他者が辞退した理由等については、業者側に手持ち工事が多く、当該工事を受注した場合の技術者の確保、積算に基づく採算の確保や「トイレ」の製作（納品）に時間を要することなど様々な要因があったものと思われる。

② 上下水道局発注（経營業務課から報告）

[事務局説明（上下水道局）]

倉橋委員長

低入札価格調査を行う案件はよくあるのか。

秋谷課長補佐

直近3年間での事例はなかった。

高野契約係長

市長部局では前年度までは毎年2件から3件程度事例があったが、今年度はない。

村岡委員

高橋工務店（株）が、10月23日に落札をしており、その後4,000万円の工事を落札している。この2案件の工事場所は離れているが、大きな規模の会社であるか。

高野契約係長

同者は他者と比較し技術者も多く、また千葉県発注工事も受注しているため、市内の中では他者と比較し、規模は大きいのではないかと思う。

田村委員

原価割れでも受注したいという意思が汲み取れるが、業者としてどういう意図があるのか。

秋谷課長補佐

発注時期も終盤となっており、他の業者に工事を取られてしまうという危機感があると考えられる。

田村委員

調査基準価格以下で札入れをすることにより、低入札価格調査が実施されることを業者は知っているのか。

秋谷課長補佐

承知していると思われる。

田村委員

相対的に高橋工務店（株）の入札金額が安価であったため、調査基準価格が低かったのではないか。

秋谷課長補佐

この業者だけ設計の積算が違うわけではない。税込の場合調査基準価格よりも108万円低い金額で入札をしている。

村岡委員

この工事の施工位置としては、東深井小学校の近辺での工事であるか。

秋谷課長補佐

東深井小学校よりも運河寄りの箇所で行っている工事である。

倉橋委員長

低入札価格調査票内において、距離について4.6キロメートルと記載しているが、この距離とはなにか。

秋谷課長補佐

高橋工務店（株）の事業所（下花輪）から工事箇所（東深井）までの距離である。

(3) 次回審議事案の抽出について

倉橋委員長

次回の委員会の審議案件として、市長部局発注工事は、一般競争入札については、「道路築造工事（H29-4）」、指名競争入札については、「げんき村キャンプ場多目的トイレ設置工事（その2）」、随意契約については「流山市保健センター3階女子トイレ改修工事」

上下水道局発注工事は、一般競争入札については、「第2-1汚水枝線工事（E9-211）」とすることによろしいか。

[全員了承]

(4) その他

特記事項なし

倉橋委員長

次回の入札監視委員会は平成30年10月5日（金）の午後2時からとしたいがよろしいか。

[全員了承]

次回の入札監視委員会は平成30年10月5日（金）を第一候補、予備日は平成30年10月12日（金）とする。

特に質問がなければ、以上で委員会を終了する。